

第1回 品川区子ども・子育て会議において、委員の質問に対し事務局が回答を保留した2件について、下記のとおり回答する。

■質問事項[1]

③保育料の改定について

- ・現行対象外となっている4年生以上の子どもが、改定で対象となるということだが、現在の対象者数と、改定後の対象者数はどのくらいになるのか。実数と世帯数でみた増減のパーセントについて回答いただきたい。

●回 答

平成28年度の保育料の改定について

- 平成28年4月より行う改定には、大きく分けて、1. 全世帯を対象にするもの、
2. 特定の世帯のみを対象とするものがあります。

1. 全世帯を対象にするもの

- ①所得税額から区民税額への階層区分の保育料に変更する。
- ②多子軽減の対象となる「世帯の第1子」の児童年齢を5歳児から小学校3年生までに拡充する。（該当児童数は28.4改定①のとおり）
- ③おおむね10%の保育料の引き上げを行う。

2. 特定の世帯のみを対象とするもの

- <今回の改定内容> （該当児童数は28.4改定②のとおり） *国基準に従い改定する。
- ① 年収約360万円未満相当の多子世帯について、その保育料を第二子半額、第三子以降無償とする現行の多子軽減制度の適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限を撤廃する。
 - ② 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等について、その保育料を第一子半額、第二子以降無償とするとする特例を新設する。

3. 該当児童数

	児童数	第2子人数	割合	第3子人数	割合	合計人数	割合
改定前	7,690	1,269	16.5%	54	0.7%	1,323	17.2%
28.4改定①	7,690	2,238	29.1%	223	2.9%	2,461	32.0%
28.4改定②	7,690	2,290	29.8%	251	3.3%	2,541	33.0%
改定①と改定前との差		969	+12.6ポイント	169	+2.2ポイント	1,138	+14.8ポイント
改定②と改定前との差		1,021	+13.3ポイント	197	+2.6ポイント	1,218	+15.8ポイント

*実際の児童数は、改定前と改定後の比較ができるよう同数と仮定して、割合を算出しています。

*28.4 改定②は、28.4 改定①と 28.4 改定②の合計を表記しています。

■質問事項[2]

- ④新規事項 (エ)すまいるスクール登録者と時間延長希望者実績について
・昨年までの1・2・3年生の登録率はどのくらいか。

●回 答

平成27年度4月末時点の1・2・3年生の登録率は、

1年生は、2,437人で96.9% (93.6%)

2年生は、2,224人で88.9% (88.5%)

3年生は、1,816人で76.0% (78.3%) となっている。

※ () 内は今年度の数値